

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6年 10月 23日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について
(古蔵小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築))
(令和5年3月17日同意)

工 事 名 古蔵小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築)

契約の相手方

受注者 先嶋建設・小波津組・新建共同企業体

代表者 沖縄県那覇市松山1丁目35番2号
先嶋建設 株式会社
代表取締役 黒島 一洋

構成員 沖縄県那覇市港町二丁目1番6号
株式会社 小波津組
代表取締役 小波津 英慎

構成員 沖縄県那覇市具志3丁目4番20号2F
株式会社 新建
代表取締役 ゴルシャニ サルシャレ 仁美

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 848,218,800 円

変更する金額 858,093,500 円